

平成30年度予算を可決

第1回定例会 3月5日～20日

3月定例会は5日に開会し、条例の制定、改正、補正予算など23件の議案を審議し原案どおり可決、8日は新年度予算の説明をし、13日まで議案審議のため休会しました。

14、15日は6議員が一般質問を行い、引き続き30年度各会計の予算を審議し、19日は30年度各会計の新年度予算6件を原案どおり可決、20日は追加議案の補正予算1件、発議3件の質疑と審議を行い、原案どおり可決、報告3件を了承し閉会しました。

●同意	1件
●条例の制定	4件
●条例の一部改正	12件
●権利の放棄	1件
●補正予算	6件
●新年度予算	6件
●発議	3件
●報告	3件

人事

オホーツク町村公平
委員会委員の選任

奥谷公敏さん（湧別町）の
再任に同意しました。

条例

総合計画の策定と運用に
関する条例の制定

市町村基本構想（総合計画）については、今まで策定義務がありました。地方自治法の改正により、各市町村の判断によるものとされました。津別町では、今後も総合的に計画的な町政運営を進めるために総合計画を策定することとして、町独自に新たに条例を制定しました。

総合計画策定審議会条例
の一部改正

総合計画の策定と運用に関

予算総額79億3,530万円

主な予算の使われ方

<一般会計>

- ・総合計画策定業務 946万円
第6次総合計画策定準備
- ・地域振興施設管理業務 6,446万円
クマヤキハウス建設、相生総合交流ターミナル整備等
- ・まちなか再生とまちの賑わい創出事業 5,741万円
まちづくり会社設立準備及び設立
- ・再生可能エネルギーの利活用推進事業 1,218万円
再生可能エネルギー導入可能性調査業務等
- ・障害者総合支援事業経費 2億3,859万円
介護給付費・訓練等給付費、障害児給付費等
- ・子ども・子育て支援事業 1億3,216万円
認定こども園運営費の補助、子育て支援センター事業等
- ・一般廃棄物最終処分場施設整備事業 3,526万円
一般廃棄物最終処分場整備実施設計業務等
- ・国営農地再編整備事業推進事業 7,538万円
農業経営高度化支援事業等
- ・木材工芸館整備事業 1億5,979万円
木材工芸館改修工事等
- ・商工振興補助費等 3,468万円
起業等振興促進補助、小規模事業者若者雇用促進事業等
- ・町道整備事業 4,320万円
町道22号線外1路線改良舗装工事等
- ・町営住宅等建設整備事業 2,342万円
本岐団地建設工事等
- ・津別高校振興対策事業 3,291万円
公営塾運営業務委託、バス通学費補助等
- ・スクールバス経費 5,095万円
バス車両購入、混乗スクールバス運行業務等

<下水道会計>

- ・管渠等施設整備事業（補助） 9,145万円
下水道管理センターストックマネジメント計画策定業務等

する条例の新規制定に伴い、次期（平成32年度から）総合計画を策定するに当たり、審議会委員数の50人以内を改め15人以内とし、また別途、町民と町職員による策定委員会を30人以内で設置することとして、条例の改正をしました。



第5次総合計画策定審議会の様子

庁舎等建設審議会条例の制定

庁舎とこれと併せて計画する施設の建設に関して、必要な事項を調査、審議するため庁舎等建設審議会を設置することとして、条例を制定しました。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定

介護保険法の改正に伴い、平成30年4月から、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に委譲されることから、町の指定居宅介護支援事業の基準等について、条例を制定しました。

小規模企業振興基本条例の制定

ふるさと津別町を将来に引き継いでいくために、町及び商工会など全ての関係者が危機感を共有して、一体となり地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくために、基本理念及び基本的事項等を定める条例を制定しました。

個人情報保護条例の一部改正

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の定義の明確化などの改正を行いました。

国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険条例の一部改正

平成30年4月から、市町村単位で運営されていた国民健康保険事業について、都道府県が財政運営の主体となり市町村とともに運営する方式に変更になったことに伴い、関係条例の文言修正を行い、条例を改正しました。

介護保険条例の一部改正

平成30年度からの介護保険料などを見直す改正をしました。

30年度から32年度までの保険料基準額は、月額4千440円です。

町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

平成29年度に建築した、相生団地2戸を追加するため、条例を改正しました。

指定地域密着型サービスに関する人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

指定地域密着型介護予防サービス（ビス）の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

介護サービスの事業所や介護保険施設の人員、設備、運営に関する基準については、国の基準に沿って各市町村で定めています。国の基準を

定めた関係省令について所要の改正が行われたため、関係条例を改正しました。

起業等振興促進条例の一部改正

津別町での起業を促進し、企業活動による産業の振興及び雇用を図るため、平成25年から施行しているこの条例について、より一層の活用を増進するため、いままでも該当ならなかったサービス業等を追加し、また小額投資でも該当となるよう対象投資額を下げるなどの改正を行いました。

道路占用料徴収条例の一部改正

道路法にかかる占用料について、定めがなかった物件に対し、新たに定めることとして、条例の改正を行いました。

権利の放棄

水道料金債権の権利を放棄することについて、原案どおり可決しました。